

国際宅配便約款

国政参視第六十八号認可年月日平成二十二年五月二十五日

- 目次
第一章 総則(第1条、第2条)
第二章 運送の引受け(第3条、第12条)
第三章 貨物の引渡し(第13条、第16条)
第四章 責任(第17条、第26条)

第一章 総則

- 第1条 本約款はヤマト運輸株式会社(「国際宅配便サービス」(国際宅急便・国際パースルサービス)に適用されるものとする。
2 このサービスは、航空運送事業者(航空法(昭和27年法律第23号)第2条第17項に規定する航空運送事業者を経営する者)が行う貨物運送事業(又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の国際運送)に係る第2種貨物利用運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する事業をいいます。以下「運送」といいます。
3 荷送人は本約款及びこれに基づいて定められた規定に同意したものとします。
4 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によりします。
5 会社は、貨物利用運送事業法を含んだあらゆる法令等に反しない範囲で、特約に応じることがあります。
(定義)
第2条 国際宅配便サービス(以下「国際宅急便・国際パースルサービス」といいます。)とは、荷送人から荷受人までのドア・ツー・ドア運送又は運送の引受け若しくは手配及びそれに付随する附帯業務を「通し運賃料金」で行うことをいいます。
(国際宅配便貨物)とは、本約款の規定に基づき会社により、一荷送人から、一箇所で委託され一口として扱われ、一宛先地の一荷受人に宛て、一通の運送状で運送される一個の小貨物(以下、「貨物」といいます。)をいいます。
3 (以下、「貨物」といいます。)をいいます。
4 国際宅急便・国際パースルサービスを提供するヤマト運輸株式会社をいいます。
5 国際宅配便運送状とは、荷送人により又は荷送人に代わって作成される書類で、国際宅急便・国際パースルサービスにつき、荷送人と会社との間の契約を証するもの(以下、「運送状」といいます)をいいます。
6 荷送人とは、貨物の運送に際して会社と契約を締結した当事者として、運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。
7 荷受人とは、会社が貨物を引渡すべき者として、運送状にその氏名又は名称が記載されている者をいいます。
8 「運送人等」とは、会社がその運送のために使用する運送事業者およびその使用者をいいます。
9 「約款」とは、次のいずれかのうち、適用となるものをいいます。
1 1929年10月12日ワルソーで署名された「国際航空運送に関する規則の統一に関する条約」(以下、「ワルソー条約」といいます。)

- 1955年9月28日ヘグで署名された「1955年10月12日ワルソーで署名された「改正ワルソー条約」といいます。
2 1975年9月25日モントリオールで署名された「ワルソー条約」(以下、「ワルソー条約」といいます。
3 1955年にヘグで改正されたワルソー条約(以下、「ワルソー条約」といいます。
4 1999年5月28日モントリオールで署名された「国際航空運送に関する規則の統一に関する条約」(以下、「ワルソー条約」といいます。
5 「SDR」とは、国際通貨基金の定める特別引出権(「スペシャル・ドライングライツ/SDR」)をいいます。
第二章 運送の引受け
第2条 運送人が貨物の運送を委託するときは、荷送人は貨物1口ごとに運送状を作成するものとします。
運送状の作成は、荷送人の依頼により、会社が代わって行うことができますが、記載内容についての責任は荷送人にあるものとします。
運送状の必要記載事項は以下の各号のとおりです。
(1) 荷送人の氏名・住所・電話番号
(2) 荷受人の氏名・住所・電話番号
(3) 貨物の明細(Description)
(4) 荷送人の署名・年日
(5) 申告価格
(6) 個数・重量・サイズ区分
(7) その他会社が必要とする記載事項
(8) 通関手続(インボイス)
(9) 貨物内容に基づき、貨物1口ごとに、通関手続(インボイス)を作成し、会社に交付しなければならぬものとします。
(10) 通関
第5条 荷送人は通関のための通関用送り状(インボイス)の記載及び申告事項が真実かつ正確であることを保証します。もし虚偽の又は不正確な記述を行った場合、没収、競売を含む民事罰および刑事罰を科される場合があることを了解したものとみなします。会社が貨物の運送を引受けただ時点で、会社は通関を行う代理人として委任されたものとします。
(貨物の内容点検)
第6条 会社は、必要ありと認められた場合、必要な事項について貨物の内容を点検することがあります。ただし、点検したことに限り当該貨物の運送が、発源地、経由地及び目的地とされる国(又は州、地域)の法令に違反しないことを保証するものではないものとします。
(荷造り)
第7条 荷造りの責任は荷送人にあるものとし、荷送人は貨物の性質、大きさ、重量等に依りて、運送に適するように貨物の荷造りを行わなければなりません。荷造りが運送に適さない認められる場合は、会社は荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により貨物の運送に適する荷造りを行うものとします。
(引受けの拒絶)
第8条 会社は、次の場合には運送の引受けを拒絶することがあります。
(1) 運送の申込みが、本約款によらないものであ

- るとき、
(2) 荷送人が運送状又は通関用送り状(インボイス)に必要な事項を記載しないとき、
(3) 運送状、通関用送り状(インボイス)又は申告事項等が虚偽若しくは正確でないとき、
(4) 荷造りが運送に適さないとき、
(5) 運送に際し、荷送人から特別な負担を求められたとき、
(6) 天災その他やむを得ない事情があるとき、
(7) 引受けの制限等
第9条 会社は、以下の各号に掲げる貨物については、その運送を引受けないものとします。
(1) 貨物1口につき、重量が25キログラムを超え、
(2) 貨物1口につき、縦・横・高さの合計が160センチメートルを超えるもの、
(3) 貨物1口の価格が20万円を超えるもの、
(4) 運賃料金着払いのもの、
(5) 貨物が以下に掲げる物品に該当する場合、
一 金・銀・白金その他の貴金属、ダイヤモンドを含む寶石及び半寶石、各国の通貨(紙幣、硬貨)、あらゆる種類の宝飾品、その他の貴重品
二 他貴重品
三 有価証券類
四 信書又は現行法で信書と定義された通信手段
五 動物
六 変敗しやすきもの
七 小火器用爆薬並びに火器
八 爆発物
九 圧縮ガス
十 引火性液体及び固体、可燃性固体
十一 引火性閃光電球
十二 磁性物質
十三 水銀
十四 酸その他の腐敗性物質、全ての塩基及び酸化剤
十五 毒物
十六 気化性物質
十七 危険品と定義されるもの(ICA O危険物規則及びIATA危険物規則による)
十八 再飛行が困難な受検票、パスポート、車検証類
十九 再生不可能な原稿、原図、テープ、フィルム類
二十 クレジットカード、キャッシュカード
二十一 腕時計
二十二 位牌、遺骨
二十三 銃砲刀剣類
二十四 麻薬類
二十五 不潔な物品等他の貨物に損害を及ぼすおそれのあるもの
二十六 公序良俗に反するもの
二十七 複数の個人情報が入り込められたもの
二十八 法定運送禁止品目
二十九 通過国を含む輸出入国、州、地方自治体、連邦政府の法令によりその輸送、輸出及び輸入等が禁止され、又は制限されている貨物
三十 会社が不適当と認められたもの
三十一 荷送人が、会社が本約款に基づき貨物の引受けを拒絶した中止、停止、若しくは貨物の返還を行うたことにより会社が負担した合理的な範囲内の費用及び経費(保管料を含むもの)とします。
三十二 会社が蒙った損失、税金及び関税等の会社が負担した費用について支払う義務があります。
(運賃料金)
第10条 運賃料金は、第2条第1項に記載する「通し運賃料金」とし、その明細は会社が定める料金表によりします。なお、「通し運賃料金」には、発着地集配料、通関料、運賃、取扱手数料等を含みます。
(前項の運賃料金)には、関税、国内消費税、付加価値税、供託金、罰金、課徴金、その他の負担金を含みません。もし、会社がこれらに負担を支払った場合は、荷受人は直ちに会社にその全額を支払うものとします。
3 会社が、荷送人又は荷受人の依頼に基づき通常の範囲を超える手続きや作業の提供をした場合は、その費用及び負担金は、依頼人の荷送人又は荷受人により負担するものとします。
4 荷受人が負担すべき金額を支払わない場合は、送料金が支払うものとします。
5 料金表は、航空運賃の改訂、その他の経済変動等により改訂することがあります。
(運賃料金の支払い)
第11条 前条の運賃料金は、原則として運送の引受け時に支払うものとします。ただし、以下の各号に掲げる場合には荷送人と合意した期限までに支払うものとし、あらかじめ会社の提供する下記種類の請求方法から1つを選択できるものとします。
(1) 元払いの場合、荷送人が運賃料金を支払い、配達先の国の関税、税金(該当する場合)は荷受人が支払います。
(2) 運賃料金並びに配達先の国の関税、税金(該当する場合)を支払います。
(3) 運賃料金を後日精算する場合、荷送人が運賃料金を支払います。
2 前項の規定にかかわらず、運賃料金、関税等を荷送人、荷受人以外の第三者が支払うことができる請求方法もあるものとします。ただし、事前の会社の承認を必要とします。
3 荷受人または第三者が支払いを行わない場合は、荷送人が支払い義務を負うものとします。なお、会社が何らかの税金、関税又は課徴金を荷送人、荷受人またはその他の者に代わって支払うことを要求され、かつ会社が要求のあった金額を関連するものから回収することができない場合は、荷送人は会社より請求があり次第、当該金額を支払う義務を負います。又、荷受人又は第三者に対して請求がなされる場合において荷受人又は第三者が支払い期限の到来した料金を支払わない場合は、同様とします。
(運送経路と方法)
第12条 会社は、貨物の取扱、保管、通関及び運送において取りうるべき手段、経路及び手続について一任され、最善の方法をとることとします。
第三章 貨物の引渡し
(貨物の引渡し等)
第13条 会社は、運送状に記載された場所、荷受人に貨物を引渡します。ただし、配達時、その場所に荷受人が不在の場合又は直接荷受人に引渡しができない場合は、荷送人との特約が無い限り、代理人又は代理人とみなされる者(荷受人取扱窓口、管理人、家族、同居人、隣人又は荷受人の

- 同僚等)が荷受人に代わり荷受人のために貨物の引渡しを受けてくれる者に、貨物の引渡しをすることができるとします。
(2) 会社は複数回の試みて配達ができなかった場合、荷受人が貨物の試みて配達できなかった場所を誤っていたために(合理的な方法によつて正しい住所の発見に努めたにも関わらず)配達できない場合、正しい住所が運送状に記載された国とは別の国にあることが判明したために配達できない場合又は配達の際に荷受人から受領すべき金額を回収することができない場合、貨物の運送を中止、又は停止することがあるものとします。
3 前項に規定する旨の請求及びその旨の指図に従つて行つた処分によつた費用は荷送人の負担とします。
(引渡しができない貨物の処分)
第15条 会社は、前条第1項に対する指図が無い場合、その指図を求めた日から30日を経過した日までに貨物を保管した後、仕向国の法令によりこれを売却又はその他の方法により処分をすることができるとします。
ただし、貨物が変質又は腐敗しやすきものであるときは、直ちに貨物の売却その他の処分をすることができるとします。
2 前項の規定により処分したときは、滞りなくその旨を荷送人に対し通知するものとします。
(責任)
第16条 会社は、前項の規定により処分したときは、滞りなくその旨を荷送人に対し通知するものとします。
(留置権の行使)
第16条 会社は、運賃・料金、立替金、その他本約款に基づいて発生する全ての費用の回収のため、貨物に対して留置権を有するものとし、かかる費用の支払いがなされるまで、当該貨物の引渡しを拒絶できるものとします。
3 会社は、本約款により、荷送人と締結した運送契約に基づいて生じた全ての費用の支払いがなされるまで、当該荷送人との運送契約によつて会社が占有する荷送人の貨物の引渡しを拒絶することができるとします。
第四章 責任
(責任)
第17条 会社の責任は次のとおりとします。ただし、本約款の他の適用法令に別段の定めがある場合で、本約款の規定がその約款、適用法令の定めよりも会社の責任を免除し、又は低い限度を定めていることにより無効とされる場合を除きます。
2 次項から第5項に定める場合を除いて、貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた滅失、毀損又は遅延による損害(以下「この項において「損害」といいます。))については、その損害の原因となつた事故が運送中に生じたものであるときは責任を負いません。ただし、その損害が以下に定める場合、あるいは会社の故意又は過失により生じたものであることが証明された場合は、責任を負うものとします。
(1) 貨物固有の欠陥、自然の消耗
(2) 梱包状態、住所、記号、番号等の必要事項の不備
(3) 貨物の性質による発火、爆発、蒸れ、かび、腐敗、変色、錆び、その他これに類似する事由
(4) X線、放射線、磁気等の影響による障害
(5) 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾、ハイジャック、テロ行為、強盗、事変、戦争及び戦争類似行為等
(6) 不可抗力、不可抗力による火災等の災害
(7) 地震、津波、高潮、洪水、暴風雨、地滑り、山崩れ、その他の天災
(8) 法令又は公権力の発動による運送の差止り
(9) 貨物の開梱、検査、没収、差し押え又は第三者への引渡し
(10) 荷送人の責任とされる記載事項、申告事項の誤り
(11) 荷送人の故意又は過失
(12) 荷送人の不備、虚偽の記載、申告、その他荷送人又は荷受人の故意又は過失
(13) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。ただし、その滅失等の原因からそのみにより生じたものであることを証明した場合は、責任を負わないものとします。
(4) 戦争又は武力紛争
(5) 貨物の固有の欠陥又は性質
(6) 会社、会社の従業員若しくは代理人以外の者によつて行われた荷造りの欠陥
(7) 貨物の固有の欠陥又は性質
(8) 戦争又は武力紛争
(9) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(10) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(11) 戦争又は武力紛争
(12) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(13) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(14) 戦争又は武力紛争
(15) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(16) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(17) 戦争又は武力紛争
(18) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(19) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(20) 戦争又は武力紛争
(21) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(22) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(23) 戦争又は武力紛争
(24) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(25) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(26) 戦争又は武力紛争
(27) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(28) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(29) 戦争又は武力紛争
(30) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(31) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(32) 戦争又は武力紛争
(33) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(34) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(35) 戦争又は武力紛争
(36) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(37) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(38) 戦争又は武力紛争
(39) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(40) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(41) 戦争又は武力紛争
(42) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(43) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(44) 戦争又は武力紛争
(45) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(46) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(47) 戦争又は武力紛争
(48) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(49) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(50) 戦争又は武力紛争
(51) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(52) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(53) 戦争又は武力紛争
(54) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(55) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(56) 戦争又は武力紛争
(57) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(58) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(59) 戦争又は武力紛争
(60) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(61) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(62) 戦争又は武力紛争
(63) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(64) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(65) 戦争又は武力紛争
(66) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(67) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(68) 戦争又は武力紛争
(69) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(70) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(71) 戦争又は武力紛争
(72) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(73) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(74) 戦争又は武力紛争
(75) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(76) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(77) 戦争又は武力紛争
(78) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(79) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(80) 戦争又は武力紛争
(81) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(82) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(83) 戦争又は武力紛争
(84) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(85) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(86) 戦争又は武力紛争
(87) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(88) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(89) 戦争又は武力紛争
(90) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(91) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(92) 戦争又は武力紛争
(93) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(94) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(95) 戦争又は武力紛争
(96) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(97) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(98) 戦争又は武力紛争
(99) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(100) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(101) 戦争又は武力紛争
(102) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(103) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(104) 戦争又は武力紛争
(105) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(106) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(107) 戦争又は武力紛争
(108) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(109) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(110) 戦争又は武力紛争
(111) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(112) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(113) 戦争又は武力紛争
(114) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(115) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(116) 戦争又は武力紛争
(117) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(118) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(119) 戦争又は武力紛争
(120) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(121) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(122) 戦争又は武力紛争
(123) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(124) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(125) 戦争又は武力紛争
(126) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(127) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(128) 戦争又は武力紛争
(129) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(130) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(131) 戦争又は武力紛争
(132) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(133) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(134) 戦争又は武力紛争
(135) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(136) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(137) 戦争又は武力紛争
(138) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(139) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(140) 戦争又は武力紛争
(141) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(142) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(143) 戦争又は武力紛争
(144) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(145) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(146) 戦争又は武力紛争
(147) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(148) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(149) 戦争又は武力紛争
(150) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(151) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(152) 戦争又は武力紛争
(153) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(154) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(155) 戦争又は武力紛争
(156) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(157) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(158) 戦争又は武力紛争
(159) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(160) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(161) 戦争又は武力紛争
(162) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(163) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(164) 戦争又は武力紛争
(165) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(166) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(167) 戦争又は武力紛争
(168) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(169) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(170) 戦争又は武力紛争
(171) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(172) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(173) 戦争又は武力紛争
(174) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(175) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(176) 戦争又は武力紛争
(177) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(178) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(179) 戦争又は武力紛争
(180) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(181) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(182) 戦争又は武力紛争
(183) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(184) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(185) 戦争又は武力紛争
(186) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(187) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(188) 戦争又は武力紛争
(189) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(190) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(191) 戦争又は武力紛争
(192) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(193) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(194) 戦争又は武力紛争
(195) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(196) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(197) 戦争又は武力紛争
(198) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(199) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(200) 戦争又は武力紛争
(201) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(202) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(203) 戦争又は武力紛争
(204) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(205) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(206) 戦争又は武力紛争
(207) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(208) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(209) 戦争又は武力紛争
(210) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(211) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(212) 戦争又は武力紛争
(213) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(214) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(215) 戦争又は武力紛争
(216) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(217) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(218) 戦争又は武力紛争
(219) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(220) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(221) 戦争又は武力紛争
(222) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(223) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(224) 戦争又は武力紛争
(225) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(226) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(227) 戦争又は武力紛争
(228) 貨物の輸入、輸出又は通過に関する法令、官署の規制、命令又は指示
(229) モントリオール第4議定書が適用される貨物の運送又はそれに付随して会社が行うその他の業務から生じた損害(以下「滅失等」といいます。))については、その滅失等の原因となつた事故が運送中に生じたものであることにのみならず、責任を負うものとします。
(230) 戦争又は武力紛争
(231) 貨物の輸入、輸出又は通過